



エコマーク認定印刷物  
第08120010号

この印刷物は、環境に配慮された  
原材料を使用し、リサイクルを考  
慮して製作されています。

# おおもり

## 法人ニュース

— Vol.6 2021.10・11・12 —

### 霜月号

えんぴつ画「季節のやさい」

■ 顔 ■

大森税務署長

金澤

節男

②

タックス・インフォメーション④ 令和4年度税制改正に関する提言(要約)⑥

読み物 経営者の思考術⑧ ひろば⑩ インターネットセミナーのご案内⑫

FROM 大田区/日本政策金融公庫から⑬

ふくごぞ 新しいお仲間/お出かけください/ジャスト・ワン・ワード⑭ ダイアリー⑮



(作者・京浜容器株式会社 内海節子氏)



よき経営者をめざすものの団体

公益社団法人 **大森法人会**

<https://www.tohoren.or.jp/oomori/>

ラッカセイ 落花生(マメ科ラッカセイ属/原産中南米) 英名Peanuts  
日本には、江戸時代に中国から琉球を経由して持ち込まれた  
と言われています。「落花生」の名前が示すとおり「花が落ちて  
実が生じる」ことからこの名がつけました。

(文・南エヌフォーラム 中西 亮)

人に顔あり、街にも顔あり

顔

今号の顔は何を語るか

172

## バブル崩壊、少子高齢化、日本の社会構造を 意識して作られた税の仕組みが今生きています

大森税務署長 金澤 節男

学びは不可欠。金澤新税務署長に取材して、より充実した協力関係の継続を確認することができました。

### 一人ひとりの健康が 組織の活力をつくる

東京2020オリンピック大会の開会から遡ること約2週間、去る7月10日、私たちの大森に新しい「顔」が着任されました。大森税務署の新署長・金澤節男さんです。法人会をはじめとする税務六団体と協調して私たちの暮らしを守る税の窓口、その窓口の「顔」といえる金澤署長に話を聞きました。

法人会は日本の税制が申告納税制度になった昭和22（1947）年、帳簿の整備や税知識を普及させるため、民間企業が自発的につくりだした組織。私たち大森法人会も自発的に活動し、より良き経営者チームになりたいと考えています。そのためにも地域力の基礎となる税の

今年の春、前職の東京国税局・統括官の立場で大田市場に足を運びました。その三か月後、大森税務署への異動が決まった時には、不思議なご縁を感じたことを覚えています。私は着任の挨拶で、職員の方々に2点お話ししました。いずれも国税庁の組織理念を踏まえ、今のコロナ禍でどうすべきかの指針です。一つ目は、職員一人ひとりが健康で、風通しのよい職場をつくること、裏を返せば、体も心も病む人を出さないよう、全員で取り組みましよう、ということ。働く者が心身ともに健康であることこそ、組織の活力の源となり

ます。今は目に見えないウイルスに誰もが神経をたがらせている世の中ですが、だからこそチームワークで健康維持、職務遂行にあたってほしいと考えています。

2つ目は、国民からの信頼を意識して行動すること。国税庁の組織理念には「組織として目指す姿」という項目があり、「信頼で 国の財政を支える組織」とあります。私たちの職務は国民の信頼の上に成り立つことを日頃から意識して行動してほしいと考えています。

私たちのミッションは納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現することです。それを達成するには法人会をはじめとする税務六団体の皆さんのお力添えが必要です。啓蒙活動や税の知識の普及など数々あります。近年さまざまな法改正なども行われていますの

で、新しい企画や講演等ございましたら、是非お声がけいただき、お役に立てたらと考えております。

### かつて苦労して作った 税法規則が現場に生きている

私は昭和63（1988）年の東京国税局採用ですが、職歴の大半となる20年余りを財務省（旧大蔵省）の主税局で勤務して参りました。主税局での仕事の前半に歳入予算の見積もり、後半に税制の企画立案を担当しました。歳入を担当し始めた時期はバブルが崩壊の真只中で、歳入欠陥を出さないよう苦労しました。歳入欠陥とは実際の歳入が当初予算の見積もりを下回



▲令和元年6月開催のサロマ湖UMにて

ることです。見積もりを作成するために、企業の財務担当者や経済評論家など多方面の方々にヒアリングをしました。しかし、あらゆる統計資料。目を通して予算を立てても、バブル崩壊の影響で税収は下がる一方で、つらい思いをしました。更には住専問題も起き、大蔵省への苦情の電話が鳴り止みませんでした。当時の大蔵省は重々しい雰囲気にも包まれていましたが、事業者の皆さんにとっても厳しい環境だったと思います。

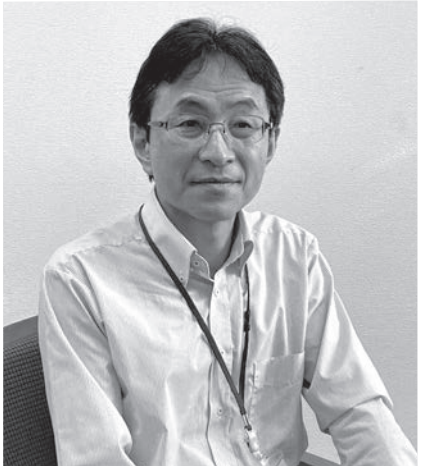
その後、通則法規、税務手続関係の法令の企画立案を担当するようになり、納税環境整備に取り組みました。その中でも最も時間を割いたのが、「マイナンバー制度」の立案です。マイナンバー制度は、より公平な社会保障・税制の実現のためには不可欠なものであり、諸外国ではこのような制度が導入されて有効に活用されていきました。しかし、日本ではプライバシー侵害であるという意見も根強く、各行政との調整もなかなか前進しませんでした。

私が主税局から異動する直前の平成25(2013)年にマイナンバー法案が可決・成立し、ほととしい思いがありました。今、税務署で納税者に近い現場に務めていますが、かつて自分が企画に携わった制度が活用され、皆さんの暮らしに浸透している様子を目の当たりにしています。企画した当時は大変苦労しましたが、国民にしっかりと還元できるようなしくみとして定着し、その成果を実感している次第です。

何かを達成する  
笑顔に出会いたい

私が国税局に採用になる前年、伊丹十三監督の『マルサの女』という映画が公開されています。映画でイメージしたような査察の仕事には就く機会はありませんでしたが、専門職で社会的に信頼される仕事をしたいという志望から、早30年超、ひたすら突き

進んでいます。多忙だった財務省から出た後、運動不足解消も兼ねて、ジョギングを楽しむようになりまして。3年ほど前にフルマラソンで目標のサブ4達成、それに弾みをつけて、一昨年北海道サロマ湖ウルトラマラソンに挑戦、どうにか100キロを完走することができました。マラソンに限りませんが、スポーツでは、色々な場面でアスリートの笑顔に出会い、自分の励みにもなります。東京オリピックでもたくさんさんの笑顔が見られましたし、今MLB



■プロフィール■  
金澤 節男(かねさわ せつお)  
千葉県柏市在住

昭和63年4月 東京国税局採用(配属・豊島税務署)  
平成4年7月 大蔵省(現財務省)主税局  
総務課(歳入係)、税制第一課(所得税、通則法規)・課長補佐、主税調査官

平成26年7月 古河税務署長  
平成28年7月 税務大学校教授  
平成29年7月 東京国税局・調査第1部・特別調査官  
平成30年7月 審判所本部・国税不服審判官  
令和2年7月 東京国税局・調査第3部・統括官  
令和3年7月 大森税務署 署長

で活躍中の大谷翔平君の笑顔はいいですね。好きなことから打ち込み、何かを達成したからこそ生まれる笑顔なのだろうと思います。コ罗纳禍が一日も早く終息し、人々の笑顔が増えることを切に願っています。

(インタビュイー)  
矢野口智一 中西 亮  
岡本 勝子 安野 貞治郎  
縣 伸幸

(谷村 紀久代)  
9月28日 大森税務署にて



# ネットで 便利に納税証明書

国税庁



令和3年7月から、納税証明書の申請から受取までの手続きをご自宅やオフィスで完結できるようになります。

お手持ちのパソコンから e-Tax を使って簡単な操作でできます。

## ①インターネットで請求(来署不要)



e-Tax を使って、自宅やオフィスのパソコンで納税証明書請求データを作成します。

「納税証明書の交付請求書(電子交付用)」から、PDFデータを選択し、画面表示に従い必要事項を入力し、送信してください。

※ 送信及びe-Taxのメッセージボックスの確認には、マイナンバーカードなどの電子証明書が必要です。

※ 納税証明書を作成後、e-Taxのメッセージボックスに発行準備が整った旨を通知します。

## ②PDFファイルで受取



e-Taxのメッセージボックスにスマートフォンやパソコンでアクセスし、インターネットバンキング等により手数料を納付した後、電子納税証明書(PDFファイル)をダウンロードします。

電子納税証明書(PDFファイル)は、何度でもお使いいただけます。

## ③自分で印刷



ダウンロードした電子納税証明書(PDF)ファイルは、自宅やオフィスのプリンターから印刷ができます。

また、コンビニエンスストアの印刷サービスを利用して印刷することもできます(印刷サービスの利用には別途料金がかかります。)

電子納税証明書(PDFファイル)は、何枚でも印刷してお使いいただけます。

(注) 電子納税証明書(PDFファイル)の提出方法については、あらかじめ提出先に確認してください。

e-Taxホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp>



e-Tax

検索



## 年末調整について

給与の支払者は、毎月(毎日)の給与の支払の際に所定の源泉徴収税額表によって所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をすることになっていますが、その源泉徴収をした税額の1年間の合計額は、給与の支払を受ける人の年間の給与総額について納めなければならない税額(年税額)と一致しないのが通常です。

このような不一致を精算するため、1年間の給与総額が確定する年末にその年に納めるべき税額を正しく計算し、それまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を徴収又は還付し精算することが必要となります。この精算の手続を「年末調整」と呼んでいます。

一般に給与所得者は、一の勤務先から受ける給与以外に所得がないか、給与以外の所得があってもその額が少額であるという人がほとんどです。したがって、このような人について、勤務先で年末調整により税額の精算が済んでしまうということは、確定申告などの手続を行う必要がないこととなるわけですから、年末調整は非常に大切な手続といえます。

### 年末調整に関する特設ページを掲載しています。



国税庁ホームページにおいて、年末調整に関する特設ページを掲載しています。

特設ページには、動画による年末調整の説明、扶養控除等申告書などの各種様式、従業員向けの説明用リーフレットなど年末調整の際に役立つ情報を掲載していますので、ご活用ください。

#### 国税庁ホームページの年末調整特集ページ

(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>)



(特設ページ)

また、動画による説明はYouTubeにも掲載していますので、ご活用ください。

#### YouTube

(<https://m.youtube.com/user/ntachannel>)



(YouTube)

なお、国税庁ホームページの上記特集ページを活用いただくことで、年末調整に関する情報や各種様式を入手できること、今般の新型コロナウイルス感染症の発現以降の行動様式の変化等を踏まえ、税務署主催の大規模集合方式による年末調整等説明会については、令和3年以降開催しないことといたしました。

ご理解いただきますようお願い申し上げます。

※ 令和3年は、法人会主催による年末調整説明会を行いました。令和4年以降においても、法人会主催による年末調整説明会の開催を検討しております。

### 税金クイズ

次の問題に番号で答えてください。あなたの税知識は？



#### A

サラリーマンが釣具を個人輸入した場合には、輸入時に消費税が課される。○か×か。

② ①  
× ○

#### B

法人が所有するゴルフ会員権を売却する場合には、消費税が課される。○か×か。

② ①  
× ○

#### C

建物と土地とを一括譲渡した場合、譲渡金額の大部分を土地が占めているため、全額非課税扱いとなる。○か×か。

② ①  
× ○

#### D

次のうち、アメリカの一部の州で実際に課税される税金はどれでしょうか。

③ ② ①  
マフィン税  
ペーグル税  
ハンケーキ税

# 法人会の「令和4年度税制改正に関する提言」まとめ

## コロナ禍の影響はまだ残る。深刻な打撃を受ける中小企業に、実効性のある対策を！

法人会の「令和4年度税制改正に関する提言」が、9月21日の公益財団法人全国法人会総連合（以下「全法連」）の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財制改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興等」「その他」などからなっている。

全法連では、全国75万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道府県連および440単体会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言（要約）は次のとおり。

### I 税・財制改革のあり方

#### 1. 財政健全化に向けて

○2025年度は団塊の世代がすべて75歳の後期高齢者となる節目の年であり、社会保障給付の急増が見込まれる。2025年問題」と称されている。政府が歳入・歳入の一体改革に本気で取り組めば、2025年度のPB黒字化は決して達成できない目標ではないことを強調しておく。

○感染症拡大が収束段階になつた際には、税制だけではなく、大胆な規制緩和を行うなど、スピード感をもって日本経済の本格的

な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがパラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

○財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳入・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を遂行するよう求める。

#### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障給付費は公費と保険

料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないかぎり、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化は達成できない。

○社会保障は「自助」「公助」「共助」が基本である。これを踏まえ公平性を確保したうえで、その役割と範囲を改めて見直す必要がある。次なる新型感染症が発生した場合に備える意味でも、抜本的な医療制度改革の議論を開始する必要がある。

○医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応な

### II 経済活性化と中小企業対策

#### 1. 新型コロナウイルスへの対応

○中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献している。いわば経済社会の土台ともいえる存在であり、これが立ち行かなくなれば、経済全体に与える影響も取り返しのつかない事態に陥る。政府と自治体は複雑多岐にわたるコロナ対策の周知・広報を徹底するとともに、申請手続きの簡便化やスピーディーな給付を行う、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。

#### 3. 行政改革の徹底

○地方を含めた政府、議会は「まず自ら身を削り」、以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

・国、地方における議員定数の大幅な削減、歳費の抑制。厳しい財政状況を踏まえ、国と地方の公務員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

○大胆な規制改革を行う必要がある。令和4年度は診療報酬の改定年となるが、給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、シエネリックの普及率をさらに高める。

## 2 法人税関係

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

○租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中品設備」を含める。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和4年3月末日までと置いて特別措置の適用期限を延長する。

## 3 消費税関係

○消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応する

のが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

○消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっており、消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

○令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、本年10月より「適格請求書発行新型コード」の登録申請がはじまる。事業継続に大きな困難をもたらしており、さらなる事務負担を求めれば休業を加速することになりかねない。現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応を求めらる。

## 4 事業継続税制関係

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

○我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件

として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求めらる。

○取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいこと等を考慮し、評価のあり方を見直すべきである。

## III 地方のあり方

○今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さや行政組織間の意思疎通不足、病院間の特性に応じた役割分担がなされなかったことが浮き彫りとなった。これを機に、緊急時の医療体制を整備する必要があるが、そのためには国と地方、さらに自治体間の情報共有が不可欠であり、改めて広域行政の必要性を強調しておきたい。

○地方自身がそれぞれの特色や強みを活かした活性化戦略を構築し、地域民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要な理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

## IV 震災復興等

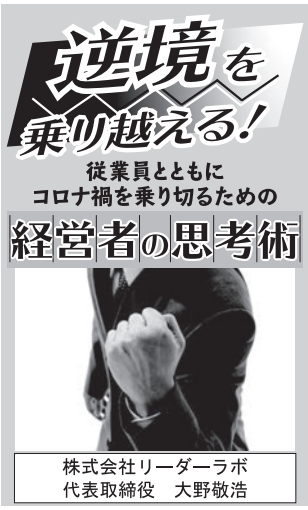
○政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間で「第2期復興・創生期間」と位置付け、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期することとしている。そのためにはこれまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求めらる。

## V その他

○環境問題に対する税制上の対応として、欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われる必要がある。

○税の意義や税が果たす役割を国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。  
<https://www.zenkokuhonjukai.or.jp/>



2020年から始まったコロナ禍。ワクチン接種は進んでいるものの、終息にはまだ時間がかかりそうです。

すでに一年半以上が経過しましたが、この間、情報通信業界は業績が安定していましたが、自動車などの輸送機器製造業などは業績を伸ばしていません。

一方で、営業自粛を求められた飲食業や宿泊業は非常に苦しく、地域の細かなニーズに対応する中小企業は全般的に厳しい状況に置かれたままだといえるでしょう。

昔から企業は「環境適応業」だといわれます。この



株式会社リーダーラボ  
代表取締役 大野敬浩

度のコロナ禍はまさに環境の激変要因であり、私たちにはこの状況を変えることなど決してできません。

そうすると我々事業者は、

この環境に適応して自らを変えていくしかないのです。

コロナ禍の中、このような状況においてもうまく環境変化に適応している方々にたくさんお会いしました。一人目は居酒屋を営まされてる方です。

私が仲間とお店に向ったのは、緊急事態宣言発出前夜でまさに明日から休業というタイミングでした。

聞いてみると夜の営業はしているものの客足はかなりの減っっていて昼間中心の商

売を従業員と共に考えていたとのこと。

これから鰻屋を開く準備のため、緊急事態の時期を大切にしたいとおっしゃいました。

もう一人は運送業を長く続けておられる会社の社長。

ここ数年、荷主からの要望は増える一方、ただけの料金は減少がみで閉塞感の中にあつたとのこと。

営業部署のメンバーと相談し、コロナで既存客の減少がさらに続くことが予想されたため、まったく異なる業界の新規開拓に挑むのだと話されました。

このように多くの会社が環境の激変に対して適応しようとするのですが、従業員にとつてはこれまでのやり方を変えるという意識上もスキルも大きな転換が求められます。

せっかく慣れ親しんだ習慣を変えるというのは苦痛であることの方が多いと思います。

それでも共にピンチを乗り切ろうと頑張る従業員がいる会社も多数あります。

しかし逆に従業員への賛同を得られず、社長だけがかけずり回るといふケースも。その違いは何なのかについて3点に絞ってポイントを紹介いたします。

**ありたい会社の姿を描き  
そこで求められる行動を  
はつきりととせよ**

コロナ禍にあつて、従業員の皆様も不安であつたことでしよう。

不安を払拭するために経営者ができるのは、将来像を示し未来への期待や希望を感じてもらふことではないでしょうか。

すでに多くの経営者の皆様が「これまでやりたかつたけれどなかなかできなかったこと」、「ままとつた時間がなく手をつけられなかったこと」、先の居酒屋さんや新分野への営業活動を実施する運送会社と同じようなことを始められていくことでしよう。

この時、従業員にとつて大切なことは、これまでの働き方とは違うルールが生まれてくることです。

居酒屋で元氣よく勢いのある接客をしていたスタッフは、鰻屋のおちつきある雰囲気づくりに行動を変えねばならないかもしれませぬ。

お客様ごとに丁寧な営業打ち合わせがモットーだった営業員は、数多くの新規営業先回りにシフトせねばならないかもしれません。

この時どんな行動を重視しなければならぬのかについて従業員を迷わせているようでは経営者の仕事をしていることにはならないでしょう。

こちらは駅待ちや街中を流してお客様を取つていたタクシー会社が、指名依頼中心、福祉タクシーなどへ展開して行動基準（二部・抜粋のみ、左上掲載）です。

従業員との話し合いの中から約束事が立案できることが理想といえます。

将来へのビジョンだけでなく、次なる環境下における行動・思考ルールを示してやり、判断や行動を迷わせないことが重要です。

## 〇〇タクシー 新行動基準（一部抜粋）

- お客様を迎えに上がった時は必ずドアサービ  
スを行います
- お客様の安全のため、シートベルトのご案内  
を必ずします
- 利用する道路・經由地の希望をお客様にお聞  
きします。一任された時は、最も効率的なル  
ートを提案します
- 車内温度が適切かどうかお客様に確認しま  
す
- お客様の身体状況や体調などに配慮し、気持  
ちを汲みながら接客します

### 行動には頼りよう

せつかくあるべき姿を描き、従業員が取るべき行動を定めたのならば、さらにその動きを加速させたいものです。リーマンショックのころ、先ほどの運送会社と同じように新規営業開拓で何とか乗り切ろうとした会社がありました。

その会社は営業チームを2つ作り、一つを既存顧客担当、もう一つを新規顧客担当としたそうです。

そもそも既存顧客から受注するのはその労力の

差は6倍とも8倍ともいわれるほどで他では抜けない価値ある製品を扱っているなどの事情がない限り、新規営業の成功率は低いものです。

既存顧客と対応していれば前年比では減少していてもそれなりの数字は上がります。一方の新規顧客対応チームの数字は上がってこない。

この状況で社長は新規チームに日々鞭を飛ばしていたのですが、ボーマスの査定において既存チームに高い評価を与えてしまったのです。

これには営業員たちが憤慨し、新規チームでは離職者が相次ぎました。そのうち新たな動きはバタリと止まったということです。

新たな動きは成果が出るまでにかかりの時間がかかるものです。上記の鰻屋もお客様が定着するまでには時間がかかるでしょう。

その間は成果というよりもプロセスや行動変化をきちんと評価してあげるべきなのです。

評価における不公平感を生み出してしまうと、新たなチャレンジに従事する従業員の士気をそぐことは間違いありません。

### 慎重に教育を組んで

将来なりたい姿を描き、従業員のやる気を高めた後に問題となるのは、目の前に立ちほだかる課題をクリアできるだけの能力が身につけていない場合です。

鰻屋であれば、マネジャーに抜擢した若手社員には売上や顧客の管理、あるいは労務・部下の管理などのマネジメント能力がない、運送会社であれば営業員に新規営業を実践するだけの交渉スキルや人間関係スキルあるいは話法等の基本スキルがないという場合もあるでしょう。

この時、従業員が自ら学んでくれたら最も効率的ですが、新分野であるが故になかなかそうはいかないでしょう。

教育予算が潤沢であればコンサルタント会社や社員

教育会社に事情を話して自社流にカスタマイズした方法で研修等が実施できれば良いのですが、なかなかそれほど余裕のある会社も少ないと思われます。

その時多くの会社はどうするかというと、参加料が格安で短時間で実施されるという理由で、各種団体などが催す研修会などに社員を送り出そうということになりがちです。

ただ、このような研修会はさまざまな会社の従業員が集まりますから、講師は一般論中心で語らねばなりません。

一般論をはずれて講師の持論を展開することもありますが、これとてその論が自社にばつちり合うとも思えません。

そうなる和公司の姿を描き、評価や人事の仕組みで動機づけた自社流の動きが、一つのベクトルでつながらなくなってしまう可能性が出てくるのです。

ただ勘違いしてほしくないのは、このような教育方法が間違っているとか悪い

と、言っているのではないということです。

経営トップ自らも参加してみて、良いところだけを受け入れるというのもし、参加した従業員から内容を話してもらって自社で取り入れられるものを厳選すれば一つのベクトルが保てることになるでしょう。

経営ビジョン、評価、教育を一本筋の通つたものにするのが非常に重要なことです。

以上、「従業員とともにコロナ禍を乗り切る」ための経営者の思考術について3つのポイントを紹介しました。ワクチンの接種も進んでいきますし、抗体カクテル療法なども出てきました。もうしばらくこの混乱は続く可能性があります。まだ将来の姿も描き切れていない！新たな動きを始めていない！という経営者の皆様も遅くありません。

ウイズコロナ、そしてアフターコロナ時代において従業員と共に幸せになる方法を模索してみてください。



## 社長の終活セミナー

10月12日(火) 参加者13名 会場: 法人会館研修室



講師: 司法書士 奥村 聡氏

## 源泉部会 30周年研修旅行

10月8日(金)・9日(土) 参加者11名  
会場: 瑞巖寺、石ノ森萬画館、東日本大震災遺構、  
伝承館、中尊寺



中尊寺、金色堂の前で記念写真

被災した高校が当時のまま  
保存され、伝承館となつて  
おり、「語り部」の方から当  
時のお話を聞きながら施設  
を見学いたしました。



コロナに負けずがんばろう乾杯!



## Membership データ

令和3年10月末現在  
管内法人数 7,845社 大森法人会員数 1,490社



## 委嘱状伝達式

8月17日(火) 参加者49名  
会場:大田文化の森多目的室



齊藤会長から井上総務委員長へ  
委嘱状の伝達



あいさつされる  
金澤署長▶



## 脱★ドンブリ経営実務セミナー

9月15日(水)参加者13名 会場:法人会館研修室



講師:友部 守氏  
(一社)日本キャッシュフロー  
コーチ認定コーチ

## はじめての経理実務セミナー

9月16日(木)～10月28日(木)(全6回)  
参加者21名 会場:法人会館研修室



講師:税理士 牧野 崇代氏

# 大森法人会よりインターネットセミナーのご案内

大森法人会のホームページから**無料**でセミナーがご覧いただけます

① インターネット・セミナー・オンデマンド

② インターネット・セミナー

③ ログイン

**ログインして  
あっという間!**

ID・パスワード

パスワード：oomoriHG

会員の方は500タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

負債40億円からの挑戦



株式会社浜野製作所 代表取締役  
湯澤 剛

ウィズコロナ時代  
リアル店舗のマスク接客



グループ<包遊>代表 ラッピングコーディネーター  
五味 栄里

《願う力》57秒の元気術  
～ヤナことあったら水曜日に水に流そう～



人材育成コンサルタント  
松崎 俊道

|             | セミナー名  | 講師     | 分数  |           | セミナー名                          | 講師    | 分数   |
|-------------|--|--------|-----|-----------|--------------------------------|-------|------|
| 研修・人材育成     | 中堅・若手社員の<br>営業力強化セミナー 後編                               | 和田 勉   | 55分 | 一般<br>経営  | 「親子で語る事業承継」第3回<br>悩むな！未来の後継社長！ | 真田 純子 | 27分  |
|             | ウィズコロナ時代でも好かれて<br>信頼される人のコミュニケーション<br>公開期間：2022年1月未まで  | 桑野 麻衣  | 75分 |           | ダイバーシティが<br>イノベーションを促進する       | 長内 厚  | 27分  |
|             | 社会人としての心構え<br>公開期間：2022年1月未まで                          | 北 宏志   | 87分 |           | コロナ禍で販路開拓につなげる<br>オンライン商談成功の秘訣 | 富田 良治 | 20分  |
|             | “75分で学ぶ”新入社員研修<br><電話対応とビジネスマナーの基本><br>公開期間：2022年1月未まで | 植田 絵美子 | 75分 |           | 新しい時代を切り開く！<br>～上杉鷹山に学ぶ危機突破力   | 岡田 晃  | 36分  |
|             | 《願う力》57秒の元気術   | 松崎 俊道  | 4分  |           | 中小企業が知っておきたい<br>“AI”のこれから      | 加藤 忠宏 | 41分  |
| 労務          | コロナ禍で求められる労務の備え<br>今から会社が備え、対応すべきこと                    | 野澤 直子  | 80分 | 税務・<br>経理 | 社長と会社にお金を残すための<br>バランスシート経営    | 海生 裕明 | 110分 |
|             | 社長の「想い」が次世代に<br>つながるカンタンすぎる人事評価制度                      | 山本 昌幸  | 49分 |           | 会社のお金の悩み解決講座<br>第1～4回          | 仲光 和之 | 56分  |
| ライフ<br>スタイル | アフターコロナを見据えた「ひと・<br>まち・しごと」の新しい流れ 第5章                  | 外園 明博  | 11分 | 経済<br>政治  | 認知症で困らない！<br>「家族信託」活用ガイド       | 柴崎 智哉 | 54分  |
|             | アクティブ・エンディング   | 金子 稚子  | 32分 |           | SDGsをめぐる動き                     | 浜田 節子 | 38分  |

掲載講師やタイトルは変更になる場合がございます。(掲載されているタイトルは、ご覧いただけるものの一部です)

お問い合わせは大森法人会事務局まで **TEL:03-3751-4484**

## 10月1日オープン！ ベース ビオ パーク 産業支援施設「六郷BASE」&「PiO PARK」

大田区内に2つの産業支援施設がオープンしました。「六郷BASE」(南六郷三丁目)は、区内開業率の向上・区内産業の発展・創業の機運醸成を目的に、これから起業する方・起業して間もない方を支援します。

「PiO PARK」(羽田空港一丁目)は、国内外企業、研究機関、起業家などの交流を生み、世界と地域をつなぐ新産業創造・発信拠点としてオープンしました。

施設の利用方法などは、施設HPをご覧ください！



六郷BASE内観



PiO PARK内観



▲「六郷BASE」  
詳細はコチラ



▲「PiO PARK」  
詳細はコチラ



Government Educational Loans

## 国の教育ローン

あなたの“未来”応援します。

ご入学前のみとまった  
費用の準備が可能

固定金利  
長期返済が可能

40年以上の取扱実績

ご融資額

350万円  
以内

お子さま  
1人あたり

ご相談・お問い合わせは

教育ローンコールセンター

受付時間 月～金 9:00～21:00 / 土曜日 9:00～17:00



0570-008656

※日曜日、祝日、年末年始(12月31日～1月3日)はご利用いただけません。ナビダイヤルがご利用いただけない場合は、03-5321-8656におかけください。



日本政策金融公庫





★印のイベントは一般の方も参加できます。詳しくは事務局03(375)4484までご連絡ください。

| 12月    |   |
|--------|---|
| 1日(水)  | ★新設法人説明会 13:30~16:00 法人会館研修室<br>広報委員会 17:00~ 法人会館研修室  |
| 2日(木)  |   |
| 3日(金)  | 正副会長有志会 18:00~  |
| 4日(土)  |   |
| 5日(日)  |   |
| 6日(月)  |   |
| 7日(火)  |   |
| 8日(水)  | ★決算法人説明会 13:30~16:00 法人会館研修室  |
| 9日(木)  | 女性部役員会 16:00~17:30 法人会館研修室  |
| 10日(金) | 源泉部役員会 16:00~17:30 法人会館研修室  |
| 11日(土) |   |
| 12日(日) |   |
| 13日(月) | 京昭支部特別研修会 14:00~15:30 厚生年金会館  |
| 14日(火) | ★租税教室 大森第一小学校<br>第2支部支部長会 18:00~ 吞兵衛会議室   |
| 15日(水) |   |
| 16日(木) | 青年部役員会 法人会館研修室<br>税制委員会 18:00~ しら田会議室   |
| 17日(金) |   |
| 18日(土) |   |
| 19日(日) |   |
| 20日(月) |   |
| 21日(火) |   |
| 22日(水) |   |
| 23日(木) |   |
| 24日(金) |   |
| 25日(土) |   |
| 26日(日) |   |
| 27日(月) | 御用納め  |
| 28日(火) |   |
| 29日(水) |   |
| 30日(木) |   |
| 31日(金) |   |
| 期限     | 12/10 源泉所得税(11月分)納税<br>※ 10月決算法人の確定申告納税<br>※ 4月決算法人の中間申告と納税<br>※ 社会保険料(11月分)納付<br>※印の納付期限は2022年1月4日まで |

※各行事については新型コロナウイルス感染症の影響により中止となる場合があります。詳しくは事務局までお問い合わせください。

| 1月     |   |
|--------|---|
| 1日(土)  | ❖元旦   |
| 2日(日)  |   |
| 3日(月)  |   |
| 4日(火)  | 御用始め  |
| 5日(水)  |   |
| 6日(木)  |   |
| 7日(金)  |   |
| 8日(土)  |   |
| 9日(日)  |   |
| 10日(月) | ❖成人の日   |
| 11日(火) |   |
| 12日(水) |   |
| 13日(木) |   |
| 14日(金) |   |
| 15日(土) |   |
| 16日(日) |   |
| 17日(月) |   |
| 18日(火) |   |
| 19日(水) |   |
| 20日(木) |   |
| 21日(金) |   |
| 22日(土) |   |
| 23日(日) |   |
| 24日(月) |   |
| 25日(火) |   |
| 26日(水) | ★研修会「改正電子帳簿保存法」について 15:00~16:30 大田文化の森多目的室  |
| 27日(木) | ★給与計算実務講座① 14:00~16:15 法人会館研修室  |
| 28日(金) |   |
| 29日(土) |   |
| 30日(日) |   |
| 31日(月) |   |
| 期限     | 1/11 源泉所得税(12月分)納税<br>1/31 11月決算法人の確定申告納税<br>1/31 5月決算法人の中間申告と納税<br>1/31 社会保険料(12月分)納付<br>1/31 源泉徴収票の本人への交付と提出<br>1/31 給料支払報告書、特別徴収票の提出 |

く説明がついていないのが現状です。謎に包まれていながらも感染者が減少することにより文句はないので、このまま終息してこれまでの日常生活が取り戻せれば、と祈る気持ちです。  
(広報委員 鈴木茂生)

**税金クイズの答え**  
A ①輸入取引については、事業として行われぬものや無償による引き取りであっても消費税の課税の対象となります。  
B ①ゴルフ会員権には株式形態のものや金銭を一定期間預託する預託形態のものがありますが、いずれの形態の譲渡についても、非課税となる株式や金銭債権の譲渡からは除かれています。  
C ②土地とその土地の上に存する建物を一括して譲渡した場合、土地の譲渡は非課税であるので、建物の譲渡についてののみ消費税が課されることとなります。  
D ③この場合、譲渡代金を土地部分と建物部分とに合理的に区分する必要がありま

す。  
D ③ニューヨーク州で導入されている税金で、ベークルー一切の手を加えていないベークルーを買うのであれば課税されませんが、お店で切ってもらったり、チーズやバターをぬってもらったりすると課税対象となります。

# 企業の税務コンプライアンス向上のために

国税庁後援

## 自主点検チェックシートをご活用ください!

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。



### ○ 点検結果記入表 (3月31日点検分)

| 項目番号 | 点検結果             | 点検担当者記入欄 |                                    |
|------|------------------|----------|------------------------------------|
|      |                  | 代表者記入欄   | 改善方針                               |
| 18   | 確認したところ遅延が1件あった。 |          | 売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。 |

### ○ 点検項目チェック表

| 科目等                | 点検項目   | I 貸借関係 (資産科目)         |                                  |
|--------------------|--|-----------------------|----------------------------------|
|                    |  | 点検                    | 結果                               |
| 預掛金<br>小切手<br>受取手形 | 12 手許現金と帳簿の残高は一致していますか。                          | <input type="radio"/> | <input type="radio"/>            |
|                    | 13 現金、小切手による高額誤り(緊急)の支払いは、その理由が明らかにされていますか。      | <input type="radio"/> | <input type="radio"/>            |
|                    | 14 預金(通帳)と帳簿の残高は一致していますか。                        | <input type="radio"/> | <input type="radio"/>            |
| 売掛金<br>未収金         | 15 受取手形の現物と補助簿(受取手形記入欄)は定期的に照合されていますか。           | <input type="radio"/> | <input type="radio"/>            |
|                    | 16 補助簿(売掛一覧表)と得意先に対する請求残高は一致していますか。              | <input type="radio"/> | <input type="radio"/>            |
|                    | 17 残高がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。       | <input type="radio"/> | <input type="radio"/>            |
| 売掛金<br>未収金         | 18 回収が滞しているものについては、その理由が明らかにされていますか。             | <input type="radio"/> | <input checked="" type="radio"/> |
|                    | 19 入金条件(決裁日、決裁手段)に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/>            |

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

お問い合わせ先

公益社団法人大森法人会

電話番号 03-3751-4484

URL <https://www.tohoren.or.jp/oomori/>

従業員の退職金準備は

特退共

優秀な人材の確保・定着化に

# 東法連特定退職金共済制度



### 特退共の魅力

1. 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
2. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
3. 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
4. ご加入後1ヶ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人

東法連特定退職金共済会とは

- ☑ 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- ☑ 所得税法施行令第7条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- ☑ 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- ☑ 約5,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金を預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。  
○このご案内は、2019年8月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。  
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-2019-11-S(2019年9月11日)P6965

資料請求・お問い合わせは **TTK** 公益 東法連特定退職金共済会  
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階  
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642  
<https://www.tohoren-tokutaijy.co.jp/>